

消費者被害というと高齢者の問題と思われがちですが、社会経験の浅い若者が、悪質商法や多重債務などの消費者トラブルに遭うことも多く、注意が必要です。特に20歳を迎え成人になったばかりの若者は、悪質な業者に狙われやすい傾向にあります。

成人になると、自由に契約を結ぶことができるようになる反面、責任は自らが負わねばなりません。未成年者の場合、保護者の同意なく行った契約は原則、取り消せますが、成人するとそうはいかなくなります。消費者トラブルに巻き込まれないよう、次の点に注意しましょう。

#### ■軽い気持ちで契約しない

悪質商法に限らず日常の買い物も契約です。契約の責任を負う立場を自覚し、軽い気持ちで契約しないようにしましょう。インターネット通販は手軽さの半面、内容をよく読まず申し込みがちです。契約前に契約内容をよく確認し、十分理解することが必要です。

#### ■もうけ話は信じない

20歳代からの相談には「友人や後輩も契約すれば紹介料がもらえる」などと誘われるマルチ取引(1人が多くの人を紹介することで組織拡大を図る取引)に関してが多い特徴があります。友人や先輩など身近な人に誘われても、甘い言葉を鵜呑みにせず、冷静に考えましょう。簡単に大金を稼げることはあり得ません。不必要な契約は、きっぱりと断る勇気が必要です。

#### ■借金してまで契約しない

自分の支払い能力を超えた契約をすると後で支払いに困り、生活が立ち行かなくなることがあります。お金を借りてまですべき契約かを冷静に見極めましょう。また、勧誘を断るため「お金がない」と言うと、「クレジット契約で」など、さらに高額な契約を勧められる場合があります。断るときは「契約はしない」とはっきり伝えましょう。

#### ■契約前に調べる

契約前に家族や信頼の置ける人に相談することは恥ずかしいことではありません。むしろ、他人の考えや、インターネットなどでしっかり情報を集めて判断するのは大人の行動です。「相談しないと決められないのか」など契約をせかす業者には要注意です。

大人として、困った時に解決の糸口を自分で見つけることも大切です。契約時や解約時に不安になったら、最寄りの消費生活センターに相談してください。